

2007（平成19）年10月4日

さがみはら市民オンブズマン
代表幹事 中野直樹

政務調査費に関する監査結果に対する声明

1 相模原市長に「勧告」

相模原市監査委員は、平成19年10月3日付けで、相模原市長に対し、本年12月25日までに、相模原市議会「市政クラブの平成18年度分の事務所費について、使途基準に照らし実際の使用状況を十分に精査の上、執行額を確定し、結果として返還すべき事務所費がある場合には、不当利得返還請求等の必要な措置を講じること」との勧告を出した。

これは、当会の会員が、本年8月8日付けで、住民監査請求を行ったことに対する監査結果である。

2 「事務所費」は政治とカネをめぐる疑惑の代表格

「事務所費」をめぐって政治家の公金支出の不透明さに光があてられ、厳しい社会的批判が加えられている。

相模原市議会では、平成17年度から、政務調査費の「使途基準」のなかに「事務所費」が追加新設された。そして早速、市政クラブは、会派として受け取った政務調査費総額の5分の1を超える528万円を、「事務所費」名目で、所属議員に一人あたり一律に年額で24万円ずつ配った。

これに対し、当会は、平成18年10月に、市政クラブの「事務所」として届け出されている場所は大半が議員個人の自宅であり、「事務所費」というあいまいな支出項目で、不適切な公金支出の抜け道になっている可能性が高いことを指摘して、会派に対し、「事務所費」名目による支出をやめるべきであるとの申し入れをした。

ところが、市政クラブは、平成18年度においても、改めることなく、「事務所費」名目で、所属議員全員に、一律に年額24万円を分配した（合計で570万円）ので、当会は、住民監査請求を出した。

3 政務調査費は議員個人の自由財産ではない

法律・条例等により、政務調査費は、「議員の調査研究活動に資するため必要な経費」とされ、使途を限定され、使途基準に該当する支出を行ったうえで残余がでたときには、精算して市に対して返還義務を負うものである。しかも「会

派」に対して交付される場合には、異なる経験をもつ議員が集団で議論した方がよい調査活動を期待できるためであり、議員個人の活動や後援会活動に流用してはならないのである。

「事務所費」については、「調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費」とされ、主な支出項目として「事務所の賃借料、維持管理費、備品購入・リース代等」と記されている。

当会は、市政クラブが、会派としての事務所を維持していないにもかかわらず、形式的に議員個人の自宅に「会派の事務所」として看板をかかげるだけで、一律に、年額24万円を渡し切りで分配したことは、脱法で違法と考える。このようなことを許せば、分配金が、真に政務調査に使われているのか、議員個人のために費消されているのか、議長、市長さらには市民による客観的な検証ができないからである。

4 監査委員も「不透明な支出」「流用」を厳しく指摘

本監査結果も、「事務所費の一律支給に起因し、具体の用途に不透明な点があると思料されることや、支給を受けた事務所費を実際に当該経費に充当していないと思料される事例が見受けられる」と認定した。

本監査結果は、当会の求めていることからすれば不十分ではあるが、限られた時間のなかで精力的に調査し、「事務所費」問題の本質に迫ろうとする努力をされたものであると評価する。また監査請求の対象となっていない平成17年度分についても実質的に措置を勧告した見識も評価する。

5 自らの手で抜本解決を

本監査結果により勧告を受けた相模原市長には、立証責任が会派にあることを十分に自覚されて措置をとられることを求める。

さらに市政クラブ及び所属議員には、市長の措置さらには住民訴訟等の手間をとらせることなく、自ら市に返還をする行動をとることを期待する。